川崎市重度障害者等就労支援特別事業実施要綱

令和4年8月1日 4川健障福第359号 川崎市長決裁

(目的)

第1条 川崎市重度障害者等就労支援特別事業(以下「本事業」という。)は、重度障害者等に対する就労支援として、雇用施策と福祉施策が連携し、通勤支援や職場等(在宅就労の場合の就労場所を含む。)における支援を実施し、障害者の雇用を促進することを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は川崎市(以下「市」という。)とする。

(事業内容)

- 第3条 本事業は、市長が必要と認めたときに、重度障害者等の通勤や職場等における重度 訪問介護、同行援護又は行動援護と同等のサービスを提供すること(以下「サービス提供」 という。)により行う。
- 2 本事業は、通勤や職場等における就業に係る支援を対象とするものであることから、職場からの帰宅途中における余暇活動等、就労に関わらない活動への支援については原則として本事業の対象外とする。

(対象者)

- 第4条 本事業の対象者は、市で重度訪問介護、同行援護又は行動援護の支給決定を受けている者であって、市内に居住している18歳以上の者であって、次のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 民間企業に雇用される者であって、週所定労働時間が10時間以上の者 ただし、民間企業に雇用される者は、週所定労働時間10時間未満の者であっても、 当該年度末までに当該企業が10時間以上に引上げることを目指すことが関係者による支援計画書において確認できた場合には、対象とすることができる。
- (2) 自営業の者であって、基本として1週間のうち10時間以上を自営業に従事する者

(支援対象範囲)

第5条 本事業の支援対象範囲は、民間企業に雇用される者(法人の代表者若しくは役員等、 学生、家事使用人又は事業主と同居の親族、就労継続支援 A 型の利用者は除く) につい ては、通勤支援・職場等における支援(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 18 年厚生労働省告示第 523 号)において「通勤、営業活動等の経済活動にかかる外出」として支給対象外となる部分をいう。以下同じ。)であって、障害者の雇用の促進等に関する法律第 49 条第 1 項第 4 号又は第 5 号に規定する助成金を活用しても当該対象者の雇用継続に支障が残るものとして当該対象者が勤務する民間企業及び関係者による支援計画書において認められた部分(時間)とする。自営業者(個人事業の開業届出若しくは公的機関の届出を行っている者又は法人の代表者等)については、職務上必要とする時間数について、関係者による支援計画書に基づき認められた範囲とする。

ただし、国家公務員、地方公務員、国会議員、地方議会議員等の公務部門で雇用等される者その他これに準ずる者は対象外とする。

(給付費)

第6条 本事業の給付費は、別表1から3に定める所定単位数に地域単価を乗じて算定した額とする。

(利用時間)

第7条 通勤支援の利用時間については通勤に要した時間とし、職場等における支援の利用時間については1日に8時間、かつ1週間に40時間の範囲において、市が必要と認める時間とする。

(支給申請)

- 第8条 本事業に係る給付費の支給を受けようとする者は、川崎市重度障害者等就労支援特別事業支給申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。
- (1)対象者が重度訪問介護、同行援護又は行動援護の支給決定を受けていることを示す受給者証(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第22条第8項に規定する受給者証をいう。)の写し
- (2) 雇用されていることを証する書類の写し (被雇用者に限る。)
- (3) 自営業者であることを証する書類の写し(自営業者に限る。)
- (4) 支援計画書(ただし、本事業の利用内容について各関係機関において事前の確認を受けたものに限る。)
- (5) その他必要に応じて市が求める書類

(支給決定等)

- 第9条 市長は、前条の規定による申請(以下「支給申請」という。)を受けた場合において、 給付費の支給の可否について決定し、川崎市重度障害者等就労支援特別事業支給(不支給) 決定通知書(様式第2号)により申請者に通知する。
- 2 支給申請を受けた場合において、給付費の支給を決定する際の利用者負担上限月額は、法施行令第 17 条に規定する額を準用する。
- 3 支給申請を受けた場合において、給付費の支給を決定する際の支給決定期間は、支給決定の際に定める支給期間の開始日から7月末日までとする。
- 4 支給決定を受けた者(以下「受給者」という。)がサービス提供を受けようとする場合は、サービス提供を行う事業者に川崎市重度障害者等就労支援特別事業支給(不支給)決定通知書(様式第2号)を提示しなければならない。

(支給決定の変更申請)

- 第 10 条 受給者は、第4条に規定する事項又は第8条の規定により申請した内容に変更が 生じたときは、川崎市重度障害者等就労支援特別事業支給変更申請書兼利用者負担額減 額・免除等変更申請書(様式第3号)を速やかに、市長に提出するものとする。 なお、 計画が変更になる場合は支援計画書も併せて提出するものとする。
- 2 前項の申請を受けた場合の手続きについては、第8条及び前条の規定を準用する。ただし、この場合における支給決定期間満了日は変更前の支給決定期間満了日とする。

(支給量等の変更決定通知)

第 11 条 市長は、前条の申請を受けた場合において、支給量等の変更の決定をしたときは、 川崎市重度障害者等就労支援特別事業支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更 決定通知書(様式第 4 号)により当該申請者に通知するものとする。

(支給決定の更新)

- 第12条 支給決定期間満了後においても本事業を利用しようとする受給者は、支給決定期間満了日の60日前から更新の申請を行うものとする。
- 2 前項の申請に係る手続きについては、第8条及び第9条の規定を準用する。ただし、支 給決定期間満了日以前に前項の申請があった場合における支給決定期間の開始日は、更 新前の支給決定期間満了日の翌日とする。

(利用終了の届出)

- 第 13 条 受給者は、次のいずれかに該当するときは、速やかに、川崎市重度障害者等就労 支援特別事業終了届(様式第 5 号)を市長に提出しなければならない。
 - (1) 受給者が市外へ転居したとき。
 - (2) 受給者が退職するとき。

- (3) 受給者が休職するとき。
- (4) 受給者が解雇等の処分を受けるなど、第4条に規定する対象者の要件に該当しなくなったとき。
- (5) 受給者が本事業の利用を辞退するとき。

(支給決定の取消)

- 第14条 市長は、次のいずれかに該当するときは、支給決定を取消すことができる。
- (1) 受給者が死亡し、又は市外へ転居したとき。
- (2) 受給者が退職したとき。
- (3) 受給者が休職したとき。
- (4) 受給者が解雇等の処分を受けるなど、第4条に規定する対象者の要件に該当しなくなったとき。
- (5) 受給者が本事業の利用を辞退するとき。
- (6) 受給者が不正その他偽りの申請により支給決定を受けたとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が本事業の利用を不適当と認めたとき。
- 2 前項(同項第1号に該当する場合においては市外へ転居した場合に限る。)の規定により 支給決定を取消したときは、市長は川崎市重度障害者等就労支援特別事業給付費支給決 定取消通知書(様式第6号)により、受給者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により支給の決定を取消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に給付費が支払われているときは、受給者又は次条第1項に定める指定事業者に対し、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

(サービス提供の事業者)

- 第15条 本事業のサービスを提供する事業者は、重度訪問介護、同行援護、行動援護事業者であって、障害福祉サービスの指定を受けた事業所(以下「指定事業者」という。)とする。
- 2 指定事業者は、当該受給者に対してサービス提供を行ったときは、その内容等について 川崎市重度障害者等就労支援特別事業サービス提供実績記録票(様式第7号)等を作成し、 これを5年間保存しなければならない。

(サービス提供の従事者)

- 第 16 条 サービス提供の従事者は、事業者に雇用されている者のうち重度訪問介護、同行 援護又は行動援護に従事している者でなければならない。
- 2 サービス提供の従事者は、サービス提供を行う際には、その身分を示す証明書を携行し、 当該受給者又は企業から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。
- 3 サービス提供の従事者は、サービス提供時間中は、その業務に専念しなければならない。

4 サービス提供の従事者は、サービス提供時間中に物品のあっせん、販売その他本事業の 実施に支障を来す行為をしてはならない。

(利用者負担額の受領)

- 第 17 条 登録事業者は、サービス提供を行ったときは、受給者から利用者負担額の支払を受けるものとする。
- 2 登録事業者は、受給者から利用者負担額の支払を受けた場合は、当該受給者に対し領収証を交付しなければならない。

(サービスの利用)

- 第 18 条 受給者は、本事業に基づくサービスの提供を受ける場合は、指定事業者と契約を 締結するものとする。
- 1 受給者がサービス提供を受ける事業所については原則1事業所とする。
- 2 受給者が登録事業者に支払うべきサービス利用に要した費用については、利用者負担額 を除いて、市が受給者に支給することとする。ただし、当該支給については、受給者に代 わり、登録事業者に対して支給することができる。この場合、当該費用については、受給 者に対して支給があったものとみなす。
- 3 前項に規定するサービス利用に要した費用は、第6条に定めるところにより算定した費用とする。
- 4 利用者負担額は当該費用の1割とし、同一の月の利用者負担額が、第9条第2項の利用 者負担上限月額を超えるときは、当該月における利用者負担額は、当該利用者負担上限月 額とする。

(給付費の請求)

- 第 19 条 受給者が前条第 2 項の規定により給付費の支給を受けようとするときは、受給者はサービス提供を受けた日の属する月の翌月 10 日までに、川崎市重度障害者等就労支援特別事業サービス提供実績記録票(様式第 7 号)の写し及び請求書等の関係書類を添えて市長に提出しなければならない。
- 2 前条第2項ただし書の規定により、事業者が給付費の支給を受けようとするときは、事業者はサービス提供を行った日の属する月の翌月以降に、川崎市重度障害者等就労支援特別事業サービス提供実績記録票(様式第7号)の写し及び請求書等の関係書類を添えて市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、第1項又は前項に規定する書類の提出があり、これを審査し適当であると認めたときは、当該提出を受けた日から30日以内に給付費を支払わなければならない。
- 4 事業者は、前条第2項ただし書の規定による支給を受けたときは、受給者に対して、給付費として受領した旨を通知しなければならない。

(報告等)

第 20 条 市長は、本事業の実施に関して必要があるときは、受給者又は指定事業者に対して事業に係る報告及び書類の提示を命じ、又は指定事業者の事業所に立ち入り、必要な調査を行うことができる。

(費用の返環)

第 21 条 市長は、受給者又は指定事業者が、虚偽その他の不正な手段により給付費の支給 を受けた場合は、当該受給者又は指定事業者から給付費に相当する額の全部又は一部に ついて返還を請求するものとする。

(秘密の保持)

- 第 22 条 指定事業者の管理者及び従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た受給者 及びその家族の秘密、又は受給者の就労先及びその関係機関に係る秘密を漏らしてはな らない。
- 2 登録事業者は、管理者及び従業者であった者が、正当な理由なく、第1項に規定する秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(委任)

第23条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。